

排出量取引マーケットレポート 2013.4.18

環境調査部 主任研究員 大澤 秀一

[要約]

■ マーケットサマリー (2013/3/22~2013/4/18)

欧州議会が“排出枠の後積み案”を否決、全価格が大幅に下落

■ 関連トピック

■ 試練にさらされる EU ETS

4月16日の欧州議会で、EU ETSの市場価格を下支えするために、オークション（排出枠の有償割り当て）の実施時期を調整する“排出枠の後積み案（backloading proposal）”の採決が行われた。ポーランドを筆頭とする東側加盟国の反対票に加えて、イギリスとイタリアの議員の多くが自国の政府表明とは異なる反対票を投じたことや、スペインとポルトガルの議員から多くの棄権が出たことなどから、同案は19票（賛成315票、反対334票、棄権63票）の僅差で否決された。これを受けて、同日の取引価格は記録的な大幅安となり、関連する石油や石炭、ガス等のエネルギー価格にも影響を及ぼした。

■ 地球温暖化対策推進法の一部改正案が衆議院を通過

内閣は「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（温対法改正案）を今国会（第183国会）に提出した（3月15日）。温対法改正案は、2013年度以降の地球温暖化対策計画の策定を規定し、地球温暖化対策に総合的かつ計画的に取り組むためのものである。温対法改正案は、空白期間をできるだけ短くし、足元から地球温暖化対策が行えるように法的な根拠を与えるためのものである。つなぎ法案であるとか、削減目標が入っていないなどの批判があるが、エネルギー基本計画が見直されている中では致し方ない内容ともいえよう。温対法改正案は4月4日に衆議院で修正決議され、現在、参議院で審議中である。

■ 政府の京都メカニズムクレジット取得事業

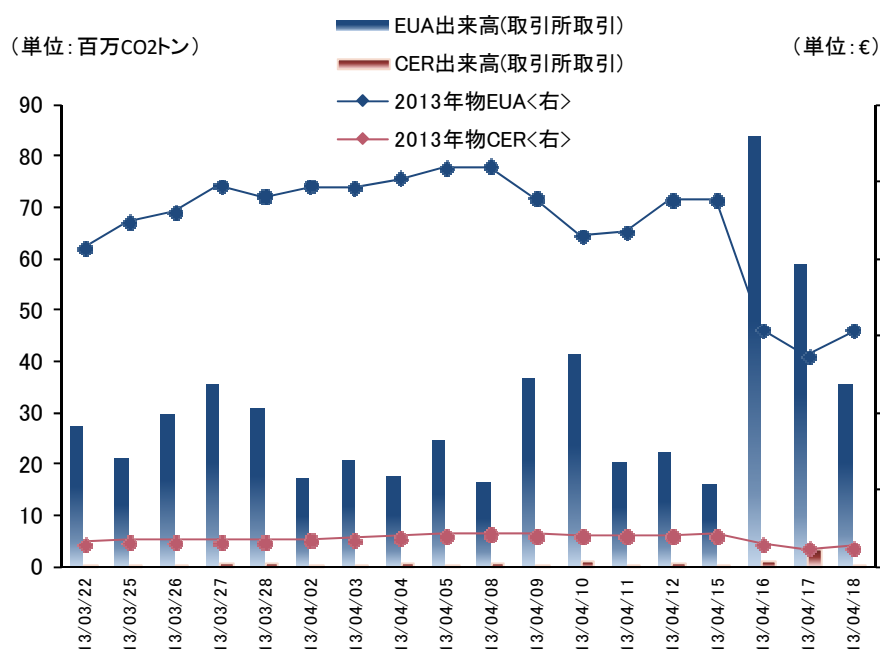
経済産業省及び環境省は、京都議定書に基づく温室効果ガス削減目標を達成するため、2006年度から京都メカニズムを活用したクレジットの取得事業を、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に委託して実施している。政府は、最近公表した「京都議定書目標達成計画の進捗状況」の中で、温室効果ガスの排出状況と京都メカニズムの活用及び森林吸収源対策等の実績を踏まえて、京都議定書の目標は達成可能と見込んでいる。このことから、日本が京都議定書の第1約束期間の調整期間（2013年～2015年後半）に新たにクレジットを取得する必要はなくなったといえよう。京都議定書第2約束期間には参加しないため、達成すべき目標そのものがないことになる。

マーケットサマリー (2013/3/22～2013/4/18)

欧州議会が“排出枠の後積み案”を否決、全価格が大幅に下落

- 欧州議会の西側加盟国が“排出枠の後積み案 (backloading proposal)”¹の支持を相次いで表明したことなどから価格は底堅く推移し、4月8日には約1ヵ月半ぶりの高値となる€5.27をつけた。その後、最大の議席数を有する欧州人民党グループ (EPP) が反対を表明したことなどを材料に、2日間で約17%下落 (終値ベース) した。結局、16日の採決で、同案は僅差で否決され、同日中に全価格が大幅に下落、EUA は一時、前日終値比▲40%を超える下げ幅となる€2.63 まで下げる場面があった。17日も下げは止まらず、場中で過去最安値 (EUA は€2.46、CER は€0.20) をつけ、終値でも EUA は€2.75、CER は€0.24 と過去最安値を更新した。18日は買戻しが入り、EUA は€3.07 (終値) でこの期間の取引を終えた。

図表1 ICEにおける直近のEUA/CER価格および出来高



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表2 EUA/CER 取引価格 (1トンあたり)

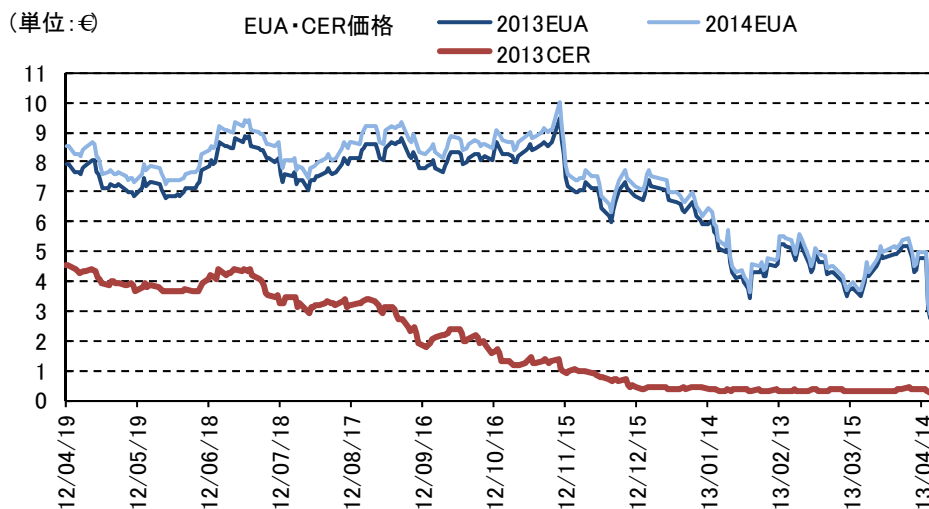
		2013/3/22～2013/4/18 価格(単位:€)		
取引所取引	先物取引	高値	安値	終値(2013/4/18)
CDM(CER)	2013年12月限	0.43	0.20	0.25
CDM(CER)	2014年12月限	0.46	0.22	0.27
EU ETS(EUA)	2013年12月限	5.27	2.46	3.07
EU ETS(EUA)	2014年12月限	5.46	2.60	3.21
EU ETS(EUA)	2015年12月限	5.70	2.84	3.35

(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

¹ 第3フェーズ (2013年～2020年) の排出枠総量は一定のまま、2013年から2015年にオークション (排出枠の有償割り当て) される予定の排出枠9億CO₂トン を2019年と2020年に後積みし、供給排出枠を一時的に絞る措置。詳細は欧州議会ウェブサイトを参考のこと

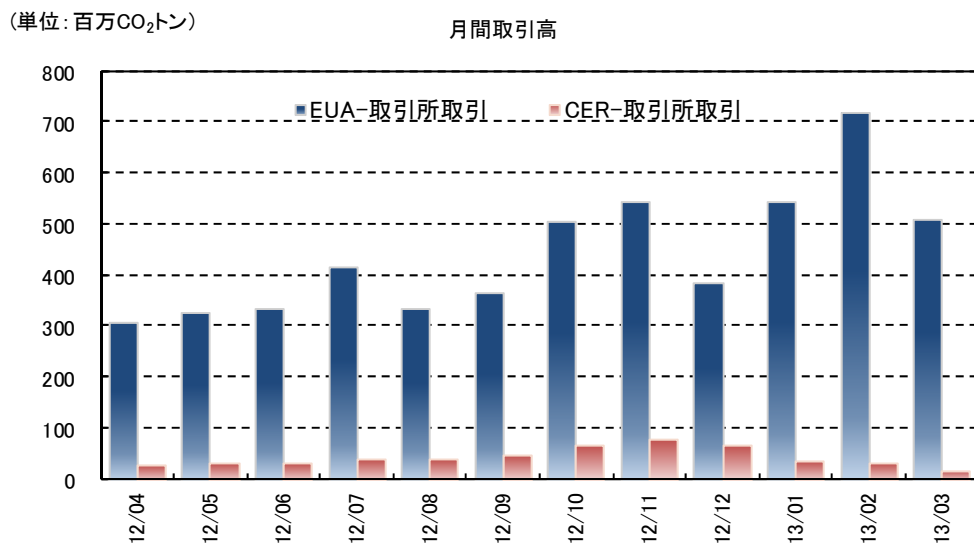
(<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=REPORT&reference=A7-2013-0046&language=EN>)。

図表 3 EUA/CER 価格推移 (1トンあたり)



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表 4 EUA/CER 取引高推移



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

<用語解説>

- ◆EU ETS (EU Emission Trading Scheme): EU 排出量取引制度
- ◆EUA (EU Allowance): EU ETSにおける初期割当量
- ◆CDM (Clean Development Mechanism): クリーン開発メカニズム。京都議定書で定められた京都メカニズムの1つ。先進国が関与して開発途上国で温室効果ガス削減事業を実施し、その結果発行されるクレジットを先進国の京都議定書削減目標達成のために用いることが可能。
- ◆CER (Certified Emission Reduction): 国連に認証された排出削減量 (CDMにより発行されるクレジット)

関連トピック

■ 試練にさらされる EU ETS

4月16日の欧州議会（EP）で、EU ETSの市場価格を下支えするために、オークション（排出枠の有償割り当て）の実施時期を調整する“排出枠の後積み案（backloading proposal）”の採決が行われた。事前に西側加盟国を中心とした16カ国の政府が賛成を表明する一方で、最大の議席数を有する欧州人民党グループ（EPP）が反対を表明するなど、激しい駆け引きが採決直前まで続けられた。結局、ポーランドを筆頭とする東側加盟国の反対票に加えて、イギリスとイタリアの議員の多くが自国の政府表明とは異なる反対票を投じたことや、スペインとポルトガルの議員から多くの棄権が出たことなどから、同案は19票（賛成315票、反対334票、棄権63票）の僅差で否決された（図表5）。これを受けて、同日の取引価格は記録的な大幅安となり、関連する石油や石炭、ガス等のエネルギー価格にも影響を及ぼした。

図表5 排出枠の後積み案（backloading proposal）の採決結果

加盟国	賛成	反対	棄権	合計
オーストリア	7	9	3	19
ベルギー	15	6	0	21
ブルガリア	1	15	0	16
キプロス	2	2	2	6
チェコ	5	12	4	21
ドイツ	48	42	1	91
デンマーク	12	0	1	13
エストニア	2	4	0	6
スペイン	15	10	24	49
フィンランド	6	6	0	12
フランス	45	25	2	72
ギリシャ	4	10	6	20
ハンガリー	16	5	1	22
アイルランド	9	1	1	11
イタリア	23	46	0	69
リトアニア	6	2	2	10
ルクセンブルク	2	4	0	6
ラトビア	4	4	1	9
マルタ	1	1	0	2
オランダ	17	9	0	26
ポーランド	0	51	0	51
ポルトガル	10	3	8	21
ルーマニア	4	21	5	30
スウェーデン	16	4	0	20
スロベニア	5	2	1	8
スロバキア	9	2	1	12
イギリス	31	38	0	69
合計	315	334	63	712

政党グループ	賛成	反対	棄権	合計
欧州自由民主同盟グループ (ALDE)	44	31	2	77
欧州保守改革グループ(ECR)	7	45	0	52
自由と民主主義のヨーロッパ (EFD)	1	31	3	35
欧州緑グループ・欧州自由連盟 (Greens/EFA)	54	1	1	56
欧州統一左派・北方緑の左派同盟グループ(GUE/NGL)	22	3	7	32
無所属	5	21	1	27
欧州人民党グループ(EPP)	59	178	21	258
社会民主進歩同盟グループ (S&D)	123	24	28	175
合計	315	334	63	712

（出所）トムソン・ロイター・ポイントカーボンの資料より大和総研作成

同案を提案した欧州委員会（EC）は複数のオプションを用意してEU ETSの構造改革に取り組んでいるが、即効性が期待されていた同案が否決されたことで、苦しい立場に立たされることとなった。中長期施策²を実施するにもEPの承認が必要となることや、いつ、どのような順番で実施していくのかも未だ決まっていないからだ。同案は欧州議会の環境委員会に差し戻され、改めて議論されることになる。今回の採決を受けて、ECのコニー・ヘデゴー気候変動担当委員は、EPの決定に遺憾の意を表明した。また、

² 欧州委員会ウェブサイト (http://ec.europa.eu/clima/policies/ets/reform/docs/com_2012_652_en.pdf)

EC としては中長期施策が実施されるまでの間、排出枠の後積み案こそが EU ETS を回復させるものであることを確信しており、真剣に次のステップに取り組んでいくことを表明した³。欧州の債務危機問題が長引く中、需給バランスが大きく崩れてしまった EU ETS は試練にさらされている。

■ 地球温暖化対策推進法の一部改正案が衆議院を通過

我が国の地球温暖化対策は4月1日から空白期間に入った。現行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）では、京都議定書に基づく削減約束に対応して、京都議定書目標達成計画を策定することとされているが、2012年末で京都議定書第1約束期間（2008年～2012年）が終了したことで、同計画も2012年度に終了したからだ。

しかしながら、我が国は京都議定書第2約束期間（2013年～2020年）には参加こそしていないが、国連気候変動枠組条約及び京都議定書を批准している国として、引き続き地球温暖化対策に取り組んでいく必要があることに変わりはない。

そこで、内閣は「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（温対法改正案）を今国会（第183国会）に提出した（3月15日）。温対法改正案は、2013年度以降の地球温暖化対策計画の策定を規定し、地球温暖化対策に総合的かつ計画的に取り組むためのものである。改正のポイントは三つあり、一つ目は、削減対象に新たに三フッ化窒素（ NF_3 ）が加えられることである。 NF_3 は半導体や太陽光パネルなどの加工プロセスに使用されるガスで、京都議定書の削減対象になっているパーフルオロカーボン類や六フッ化硫黄の代替物質として近年使用量が急速に増えている物質である。法案では NF_3 に関する改正規定は2015年4月1日から施行するとされている。二つ目は、ポスト京都議定書目標達成計画に相当する地球温暖化対策計画を策定することである。計画には目標とする削減量と達成時期が明示されことになる。三つ目は、地球温暖化対策計画の案を地球温暖化対策推進本部において作成することである。

温対法改正案は、空白期間をできるだけ短くし、足元から地球温暖化対策が行えるように法的な根拠を与えるためのものである。つなぎ法案であるとか、削減目標が入っていないなどの批判⁴があるが、エネルギー基本計画が見直されている中では致し方ない内容ともいえよう。温対法改正案は4月4日に衆議院で修正決議され、現在、参議院で審議中である⁵。

■ 政府の京都メカニズムクレジット取得事業

経済産業省及び環境省は、京都議定書に基づく温室効果ガス削減目標を達成するため、2006年度から京都メカニズムを活用したクレジットの取得事業を、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に委託して実施している。京都メカニズムでは、他国での排出削減プロジェクトの実施による排出削減量等をクレジットとして取得し、自国の議定書上の約束達成に用いることができる。京都議定書の第6条で共同実施（JI）、第12条でクリーン開発メカニズム（CDM）、第17条でグリーン投資スキーム（GIS）、の3つの制度が認められている⁶。

³ 欧州連合ウェブサイト (http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-343_en.htm)

⁴ 衆議院環境委員会会議録 (http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001718320130326004.htm)

⁵ 参議院ウェブサイト (<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/183/pdf/t031830351830.pdf>)

⁶ 京都議定書 (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/kpeng_j.pdf)

このたび、2012年度の結果が公表され、当初目標としていた総契約量1億トンCO₂換算分のうち、約9,800万トンCO₂換算分のクレジットを取得する契約が結ばれ、ほぼ全量が政府口座に移転されていることがわかった（図表6）⁷。活用した京都メカニズムの内訳は、CDMによる契約クレジット量が2,202.8万トンCO₂換算、GISによる契約クレジット量が7,550万トンCO₂換算であった。

年度ごとの推移は、世界金融危機の影響が顕在化する2009年度までに、累計で9,352.8万トンCO₂換算分に相当する大量のクレジットを取得されている。2010年度は減速した経済活動を反映して400万トンCO₂換算分の小規模な取得に留まった。2011年度は、前年度に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響が懸念されたものの、節電対策による消費電力の減少と景気低迷に伴う生産調整などによって削減目標の達成が可能と見込まれたことから、新たな契約は行われなかった。2012年度も引き続き同様な理由により新規取得はなかった。

政府は、最近公表した「京都議定書目標達成計画の進捗状況」⁸の中で、温室効果ガスの排出状況と京都メカニズムの活用及び森林吸収源対策等の実績を踏まえて、京都議定書の目標は達成可能と見込んでいる。このことから、日本が京都議定書の第1約束期間の調整期間（2013年～2015年後半）に新たにクレジットを取得する必要はなくなったといえよう。京都議定書第2約束期間には参加しないため、達成すべき目標そのものがないことになる。

図表6 クレジット取得量の推移（単位：万トンCO₂換算）

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
NEDO 契約量/年	586.3	1,513.0	3,103.5	4,150.0	400.0	0.0	0.0
NEDO 総契約量(累計)	586.3	2,099.3	5,202.8	9,352.8	9,752.8	9,752.8	9,752.8
日本政府口座移転量/年	0.0	23.3	291.5	4,498.2	3,380.8	765.5	406.0
日本政府口座総移転量(累計)	0.0	23.3	314.8	4,813.0	8,193.8	8,959.3	9,365.4

（出所）環境省資料より大和総研作成

⁷ 環境省ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/credit/mat.pdf>)

⁸ 首相官邸ウェブサイト (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai26/sintyoku.pdf>)